5　都道府県は、法第三十条の二十五第一項第五号の規定に基づき、キャリア形成プログラムを策定したときは、地域枠医師（前項第一号に掲げる者を除く。）に対し、その者の同意を得て、キャリア形成プログラムを適用するよう努めるものとする。

6　対象予定学生は、大学の医学部に在学中に、あらかじめ、第四項又は前項の同意をするものとする。

7　対象医師は、都道府県知事の定める時期に、適用を受けるコースを選択するものとする。

8　都道府県知事は、対象医師の申出を受けた場合において当該申出に応じることが適当と認めるとき、その他必要と認める場合は、当該対象医師に適用するコースを変更することができる。

9　都道府県は、対象予定学生及び対象医師が、それぞれ第六項の同意及び第七項の選択を適切に行うことができるよう、法第三十条の二十三第一項各号に掲げる者の協力を得て、大学の医学部において医学を専攻する学生の将来の職業生活設計に関する意識の向上に資する取組を実施するものとする。

第三十条の三十三の十四　法第三十条の二十三第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　地域における医師の確保の状況を踏まえること。

二　派遣される医師の希望を踏まえること。

三　地域医療構想との整合性を確保すること。

四　都道府県による医師の派遣先が、正当な理由なく、法第三十一条に定める公的医療機関（第三十一条の二において単に「公的医療機関」という。）に偏ることのないようにすること。

第三十条の三十三の十五　（略）

（医療法人の資産）

第三十条の三十四　医療法人は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務を行うために必要な施設、設備又は資金を有しなければならない。

（残余財産の帰属すべき者となることができる者）

第三十一条の二　法第四十四条第五項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　公的医療機関の開設者又はこれに準ずる者として厚生労働大臣が認めるもの

二　（略）

（開設等に当たり認定都道府県知事の確認を受けなければならない施設又は事業所）

第三十九条の十五　法第七十条の八第三項及び第七十条の十七第六号に規定する厚生労働省令で定める施設又は事業所は、社会福祉法第二条第二項に規定する第一種社会福祉事業（以下単に「第一種社会福祉事業」という。）に係る施設又は事業所とする。

（新設）

第三十条の三十三の十三　（略）

（医療法人の資産）

第三十条の三十四　医療法人は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による介護老人保健施設をいう。以下同じ。）又は介護医療院（同法の規定による介護医療院をいう。以下同じ。）の業務を行うために必要な施設、設備又は資金を有しなければならない。

（残余財産の帰属すべき者となることができる者）

第三十一条の二　法第四十四条第五項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　法第三十一条に定める公的医療機関の開設者又はこれに準ずる者として厚生労働大臣が認めるもの

二　（略）

（開設等に当たり認定都道府県知事の確認を受けなければならない施設又は事業所）

第三十九条の十五　法第七十条の八第三項及び第七十条の十七第六号に規定する厚生労働省令で定める施設又は事業所は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項に規定する第一種社会福祉事業（以下単に「第一種社会福祉事業」という。）に係る施設又は事業所とする。